

奈良県告示第二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地		名称		所在地		旧		新		変更年月日
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者				訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援事業所								
株式会社	株式会社	五條市岡町	五條市岡町	Care	Care	五條市岡町	五條市岡町	有限会社	株式会社	平成二十八年	平成二十八年	
雅	雅	一七四八番地	一七四八番地	ステーション ヨン雅	ステーション ヨン雅	一七四八番地	一七四八番地	イー梅川	雅	年十月一日	年十月一日	
合同会社	合同会社	高市郡明日香村大字越	高市郡明日香村大字越	ケアセン ターコロ	ケアセン ターコロ	高市郡明日香村大字越	高市郡明日香村大字越	檀原市大 軽町三三	高市郡明 日香村大	平成二十八	平成二十八	
一七〇八	一七〇八	一七〇八	一七〇八	二〇三	二〇三	九一二一	九一二一	字越一七	字越一七	日	日	